

改正後	改正前
<p>3 用語及び定義 この検査方法で用いる主な用語及び定義は、次によるほか、JAS 0029による。</p> <p>3.1 流通行程管理基準 <u>農産物の出荷時の品質を維持するために要求される、流通行程における管理基準</u> 注釈1 米にあつては、“農産物の出荷時”とあるのは、“<u>米の乾燥・調製行程終了時</u>”と読み替える。 注釈2 <u>流通行程管理基準の例として、温度、湿度、衝撃・振動等の許容値、緩衝材の適用、鮮度保持フィルム</u>の適用が挙げられる。</p> <p>3.2 識別番号 <u>同一のフードチェーン情報を有する農産物を識別するために、出荷時の梱包単位又は小分け単位ごとに割り振る番号</u> 注釈1 米にあつては、“<u>出荷時の梱包単位又は小分け単位</u>”とあるのは、“<u>乾燥・調製行程終了時の保管容器単位又は出荷時の梱包単位若しくは小分け単位</u>”と読み替える。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 管理記録 管理記録に記録すべき事項を次に示す。 a)～f) （略）</p>	<p>3 用語及び定義 この検査方法で用いる主な用語及び定義は、JAS 0029による。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4 （略）</p> <p>5 <u>フードチェーン情報公表農産物の管理記録</u> 管理記録に記載すべき事項を次に示す。 a)～f) （略）</p>